

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	仁治度厳島神社今社拝殿の復元考察
Author(s)	山口, 佳巳
Citation	史学研究 , 309 : 45 - 58
Issue Date	2021-07-19
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055713
Right	
Relation	



仁治度巖島神社今社拝殿の復元考察

山 口 佳 巳

一 はじめに

安芸国一宮である巖島神社は、仁安三年（一一六八）頃に現在の原型となる社殿が整えられた。「伊都岐島社神主佐伯景弘解」^①には、当時の社殿が規模とともに列記され、現在の巖島神社に相当する「本宮分」として、三十七棟もの社殿が存在していたことが知られる。そのなかには「小社」すなわち神社に付属する小さな社（現在の摂社に相当）が三社あり、それぞれ「瀧宮」「大伴」「江比須」と呼ばれている。

仁安造営の後、建永二年（一二〇七）と貞応二年（一二三三）の二度の焼失を経て、仁治二年（一二四一）に遷宮が行われた。その仁治度再建にあたり、各社殿に必要な材木を計上したのが暦仁二年（一二三九）の「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」^②（以下、「暦仁材木注進状」とする）である。本稿に

て採り上げる「今社」は、その「暦仁材木注進状」にのみ名前が見られる小社であるが、安元二年（一一七六）までに創建された山王社に相当し、先に挙げた大伴社とともに三翁神社の一殿として現在まで存続していると考えられる。^③また、今社拝殿は山王社拝殿に相当し、仁安度における大伴社拝殿の後身である可能性がある。^④

本稿では、「暦仁材木注進状」を主たる史料として今社拝殿の復元考察を行い、その構造形式や建築的特色を明らかにしたい。今社は、「五間一面」という大きな拝殿に鳥居二基、釘貫三十丈を伴う、小社の中でも格式が高いものである。仁治度今社拝殿を復元することは、巖島神社における仁治度社殿の様相を解明するのみならず、現存遺構の限られた鎌倉時代前期の神社建築を考究する上でも重要な一助となるであろう。

二 仁治度今社拜殿の復元

(一) 復元史料

以下に、「曆仁材木注進状」から今社拜殿部分を抜粋しておく。なお、引用文献中、『』内は朱筆、〔 〕内は割註を示す。

「曆仁材木注進状」

- 一 今社拜殿一字 五間一面、板葺
- 〔三十六人〕 柱十八本〔長二丈二尺、弘六寸、厚五寸〕
- 〔十二人〕 梁六支〔長一丈八尺、方六寸〕
- 〔三十人〕 桁棟十支〔長二丈二尺、方五寸〕
- 〔十人〕 肱木廿支〔長五尺、方五寸〕
- 〔二人〕 鴨居二支〔長一丈、弘六寸、厚五寸〕
- 〔二人〕 宇立六支〔長三尺、弘七寸、厚三寸〕
- 〔十二人〕 猪子差十二支〔長七尺、弘六寸、厚三寸〕
- 〔二人〕 斗料木一支〔長七尺、方八寸〕
- 〔五十人〕 垂木五十支
〔長一丈三尺、四五、曾利二寸〕
- 〔十三人〕 母屋垂木廿五支〔長八尺、四五〕
- 〔廿五人〕 木舞五十支〔長一丈七尺、二三寸〕
- 〔四十八人〕 破風開板料三寸半板十二枚〔長二丈二尺〕
- 〔九十人〕 裏板百八十枚内
六十枚〔長九尺、弘一尺一寸、厚八分〕
百廿枚

- 〔九十九人〕
- 〔百五十人〕
- 〔百十二人〕
- 〔七十二人〕
- 〔十人〕
- 〔三十人〕

〔長一丈二尺五寸、弘一尺一寸、厚八分〕
上葺樽千五百寸
足固下料五十支〔長二丈、五六〕
板敷板三十枚〔三寸半、長二丈二尺〕
長押廿六支〔長二丈二尺、方五寸〕
柱貫廿支〔長八尺、方四寸〕
瓦木二支
〔長二丈三尺、弘九寸、厚八寸〕

已上

大小材木五百二十支 樽千五百寸

〔准人夫七百六十人〕

(中略)

右、太略注進如件、

〔曆仁材木注進状〕に挙げられたのは建築用材であるため、ここから各材に継手仕口を施し、表面を削って仕上げる必要がある。本稿においては、角材の幅や成、丸材の直径は五分ずつ削って成形したものと推定する。また、板材に関しては、幅は使用部位に応じて不要な部分を削り、厚みは五分削るもの⁽⁸⁾としたい。長さについては、それぞれ必要な分を残して、切除したもの⁽⁸⁾と考える。

(二) 仁治度今社拜殿の概要

まず、材木注文により復元される仁治度今社拜殿の概要に

ついで記しておく。

「五間一面」で、十八本の柱が注文されていることから、桁行五間・梁間一間（棟通りの柱列は省略）の身舎に一間通りの庇を付した平面であることが確定される。板敷とし、「板敷板」（床板）は、「足固下料」（大引・根太）によって支えられる。身舎廻り及び庇廻りは「長押」によって固められる。組物は「脇木」（舟肘木）とし、身舎梁上は「宇立」（扱首束）と「猪子差」（扱首竿）より成る豕扱首を置く。天井の用材は挙げられていないので、天井を張らずに垂木を見せる化粧屋根裏であったことが知られる。板葺とし、頂部には「瓦木」（木製の大棟）を載せる。建具や板壁の注文はなく、柱間はすべて開放としていたと考えられる。

（三）復元の詳細

以下に、平面寸法及び各部材の寸法に関して詳しく考察していききたい。

【平面】

「厩仁材木注進状」に「今社拝殿一宇、五間一面」とある。先述したように、十八本の柱が計上されていることから、「五間一面」は桁行五間・梁間一間の身舎の平側一面に一間通りの庇を付した平面であることが分かる。正面及び背面のいずれに庇を付すかは判然としないので、ここでは標準的に正面に付すものとしておく。

柱間寸法については、今社拝殿と同じ五間一面とする仁治

度楽屋を参照しながら検討したい。まず、桁行方向に用いる材として、「桁棟」と瓦木がある。楽屋には、一列に「長二丈二尺」の「桁棟」三支、「長二丈四尺」の瓦木二支が計上されているのに対して、今社拝殿には、一列に「長二丈二尺」の「桁棟」二支半、「長二丈三尺」の瓦木二支が計上されている。いずれの材木も、一列に換算すると今社の方が短くなり、桁行柱間一間は楽屋の六尺五寸よりも狭いものと考えてよい。

楽屋において、瓦木は一支を二丈二尺七寸とし、材木を一尺三寸切除するものとされた。それに倣い、今社拝殿の瓦木を一尺三寸切除すると、一支は二丈一尺七寸、全長は四丈三尺四寸となる。蠅羽の出等を控除すると、桁行柱間は六尺一寸二分^⑩となり、端数を調整すると六尺とされる。

次に、梁間寸法を求めたい。楽屋は、「長一丈七尺」の身舎梁に対して、身舎梁間を一丈三尺とするものと考えられた。今社拝殿は、計上された身舎梁が「長一丈八尺」であるので、楽屋よりも広い柱間寸法であったことが分かる。化粧垂木の長さ^⑪と勾配により、身舎梁間は一丈四尺と算定される。一方、繫梁は仁治度楽屋と同長であるので、庇梁間は楽屋と同じく七尺五寸間としてよいであろう。

したがって、桁行柱間は六尺、梁間は身舎を一丈四尺、庇を七尺五寸として、復元を進めることにしたい。

【軸部】

柱 柱十八本（長二丈二尺、弘六寸、厚五寸）

十八本の柱が注文されていることから、五間一面は桁行五間・梁間二間と決定できた。内法高は、付属社殿として最低必要な六尺とする。廻縁や階段等の材木は計上されておらず、設けられていなかったと考えられるので、床高としては一尺五寸程度が想定され、無目鴨居・内法長押の成、内法長押・軒桁間の内法を考慮すると、庇柱の長さは八尺八寸五分、仕口^⑩を含めた実長は九尺三寸となる。

一方、庇の垂木勾配を梁屋と同様の二寸五分とすると、身舎柱は一丈七寸二分五厘、仕口^⑪を含めた実長は一丈一尺一寸七分五厘と算定される。

しかし、計上された柱は「長二丈二尺」であり、算定される柱よりも著しく長い。これは、陸上に存在する他の社殿と比較しても、一丈近く長いものである。また、基本的な構造形式についても、他の社殿と大きく異なるものではないことから、この「長二丈二尺」は「長一丈二尺」の誤記である可能性が高い。

太さは、「弘六寸、厚五寸」であり、表面に仕上げ削りを施すと五寸五分に四寸五分の五平の角柱となる。身舎梁は五寸五分角、舟肘木及び桁は四寸五分角であるので、それぞれ柱からこぼれないように、長辺を平側として柱を立てるものと考えられる。

梁・繫梁 梁六支〔長一丈八尺、方六寸〕

鴨居二支〔長一丈、弘六寸、厚五寸〕

桁行五間の建築であるので身舎梁は六支必要であり、計上

された員数に合致する。身舎梁間が一丈四尺であり、身舎梁の端（梁尻）を柱真から一尺外に出していたであろうから、身舎梁の長さは一丈六尺となり、材木を二尺切り縮めることとなる。断面は幅・成ともに五寸五分とされる。

繫梁は二支であることから、庇の両端にのみ配されること分る。庇柱上では、身舎梁と同様に柱真から梁尻を一尺外に出し、身舎柱に対しては端部を大入れとすることが想定されるので、繫梁の総長は八尺五寸となる。すなわち、材木を一尺五寸切除して使うと考えられる。断面は、幅四寸五分・成五寸五分とされる。

なお、身舎梁と繫梁は、虹梁とするには細い材であることから、陸梁であった可能性が高い。

桁・棟木 桁棟十支〔長二丈二尺、方五寸〕

「桁棟」は、身舎と庇の軒桁、身舎・庇境の桁及び化粧棟木の四列に使う材を示すものと考えられる。十支が計上されていることから、一列につき二支半を使うものとされる。

桁行柱間の全長は三丈である。また、詳しくは化粧垂木の項で述べるが、螻羽の出は垂木三支分（四尺）であり、側柱真から破風板の内面までの長さは三尺九寸となる。したがって、「桁棟」の総長は三丈七尺八寸となる。一列当たり材木二支半、すなわち都合五丈五尺を使い、継手は一尺程度の腰掛鎌継が想定される。半支を中央部に使うとすると、「長二丈二尺」の材については六尺三寸八分切除し、半支として用いる材は二尺四寸四分切除するものと算定される。

太さは、四寸五分角とされる。¹⁸⁾

腰長押・内法長押 長押廿六支〔長二丈二尺、方五寸〕

計上された長押は、腰長押と内法長押に使用するものとしてよい。桁行方向では、三間（一丈八尺）につき一支の長押を打ち、残る二間（一丈二尺）にも一支の長押を使う。¹⁹⁾ また、梁間方向では、身舎柱間（二丈四尺）に一支、庇柱間（七尺五寸）には半支の長押を使う。

まず、腰長押は身舎と庇を合わせた四周に廻らせるので、桁行方向に四支、梁間方向に三支、都合七支を使う。身舎廻りの内法長押は、柱を内外から挟むので桁行方向に八支、梁間方向に四支、都合十二支を使う。身舎・庇境の入側柱筋にはすでに身舎廻りにおいて内法長押を計上したので、庇ではその一面を除く三面に内法長押を廻らせることになる。ここでも、柱を内外から挟むので、桁行方向に四支、梁間方向に二支、都合六支を使う。以上に挙げた腰長押及び内法長押の総計は二十五支となる。注文よりも一支少ないが、予備であろう。なお、それぞれ目違いで継ぐので五分程の柄を作り出すことが想定される。

太さは、幅・成ともに四寸五分とされる。鎌倉時代の多くの長押断面と同様に、直角材を削りほぼ台形断面していたと考えられる。

無目鴨居 柱貫廿支〔長八尺、方四寸〕

今社拜殿には、一切の壁及び建具はないので、すべての内法長押下端に無目鴨居が必要である。

桁行方向において、一間（六尺）につき計上された無目鴨居を一支使う。また、梁間において、庇柱間（七尺五寸）には一支を使えばよいが、身舎柱間（一丈四尺）には長さが足りない。これは、妻面の身舎中央柱を省略したことによる間違いと考えられる。

したがって、身舎梁間を省くと、身舎では十支、庇では七支の都合十七支必要となる。実際の員数と差異が生じているのは、先の理由によるものであろう。

桁行柱間では、材木を柱間の内法の五尺四寸五分（柱真々間の六尺より柱幅五寸五分を減じた寸法）として使い、柱に遣返で嵌めたものと考えられるので、その仕口分として想定される一寸五分程を加えて、総長は五尺六寸程となる。したがって、二尺四寸程を切除して使うものと考えられる。また、庇梁間でも同様に（柱真々間の七尺五寸より柱幅四寸五分を減じる）と、材木を七尺五分として使い、仕口分を控除して八寸程切除することになる。

太さは、幅・成ともに三寸五分とされる。身舎梁間にも本来は同様の材があったとしてよいであろう。

【妻飾等】

豕扱首 宇立六支〔長三尺、弘七寸、厚三寸〕

猪子差十二支〔長七尺、弘六寸、厚三寸〕

「宇立」すなわち扱首束六支に対して、「猪子差」すなわち扱首竿が十二支であるので、六支ある身舎梁上に豕扱首が一組ずつ配されることが分かる。

垂木勾配を仁治度楽屋と同様の四寸二分とすると、身舎梁・化粧棟木間の内法は二尺六寸五分となる。その場合、扱首束は一尺八寸程となる。上下とも柄を作り出すことが想定され、上の柄は四寸四分程、下の柄は一寸五分程と想定されるので、扱首束の総長は二尺三寸九分程となり、材木を六寸一分程切除して使うものと算定される。一方、扱首竿は長さが五尺四寸程となり、扱首束と同様の柄を下に作り出すので、総長は五尺七寸六分程とされ、材木を一尺二寸四分程切除して使うことになる。

幅は仕上げて五分削ったものと考えられ、扱首束については幅六寸五分・厚二寸五分、扱首竿については幅五寸五分・厚二寸五分とされる。

化粧垂木 垂木五十支〔長一丈三尺、四五、曾利二寸〕

母屋垂木廿五支〔長八尺、四五〕

他の社殿と同様に、化粧垂木として「垂木」と「母屋垂木」の二種が挙げられている。計上された員数により、桁行方向に一系列二十五支ずつを配することが分かる。すなわち、一間を四支割とする疎垂木となる。疎垂木であるので柱真打ちとして、桁行柱間五間に隅柱上の垂木も加えて二十一支、残り四支が蝮羽分で左右の軒に二支ずつ、すなわち破風板までの蝮羽の出は三支分となる。

先述したように、化粧垂木の勾配は仁治度楽屋と同様とした。したがって、「母屋垂木」は七尺五寸九分程とされ、上下に継手を作り出すため、総長はおよそ七尺八寸九分程とな

り、材木を一寸一分程切除することになる。一方、「垂木」は、身舎に使う場合には一丈二尺四寸七分程、庇に使う場合には一丈一尺八寸程とされ、継手を控除すると、それぞれ五寸二分程、一尺四分程を切除するものと考えられる。

太さは、いずれも幅三寸五分・成四寸五分とされる。軒先には二寸の反りが施されている。

木舞 木舞五十支〔長一丈七尺、二三寸〕

木舞は、「桁棟」と同様の長さが必要である。前述したように、桁行方向の蝮羽を含めた総長は三丈七尺八寸であり、計上された木舞が一系列につき二支半必要である。すなわち、五十支では二十列できることになる。木舞の間隔はほぼ均等となることから、その二十列を配分すると、身舎正面と庇の流れに十二列、身舎背面の流れに八列が打たれることが分かる。なお、茅負の材木が計上されていないので、この木舞で代用した可能性²⁰⁾がある。

一列の総長三丈七尺八寸を、木舞二支と半支を繋いだ都合四丈二尺五寸から取ることになる。したがって、半支を中央部に配す場合、「長一丈七尺」を一丈五尺一寸二分、半支を七尺五寸六分として使い、それぞれ一尺八寸八分、九寸四分切除するものと算定される。

太さは、幅二寸五分・成一寸五分とされる。

垂木裏板 裏板百八十枚内 六十枚

〔長九尺、弘一尺一寸、厚八分〕

百廿枚〔長一丈二尺五寸、弘一尺一寸、厚八分〕

天井の材木が計上されていないので、「裏板」は垂木裏板を示すものとしてよい。長さの異なる二種が挙げられているが、化粧垂木の長さを参照すれば、「長一丈二尺五寸」の垂木裏板が「垂木」に載り、「長九尺」の垂木裏板が「母屋垂木」に載ることが分かる。

正面の流れにおいて、身舎では長さを七尺八寸一分程、庇では一丈一尺七寸程として使い、それぞれ一尺二寸九分程、八寸程切除して使うことになる。背面の流れにおいては、長さを一丈二尺程とし、五寸程切除するものとされる。

垂木裏板の幅も、「桁棟」と同様に総計三丈七尺八寸が必要である。六十枚の垂木裏板を並べるので、一枚の幅は六寸三分とされ、継目を相決とするので幅六寸八分程が必要となり、切除する分は四寸二分程度である。厚みに関しては、五分の仕上げ削りを施すと三分となり、材木が元の半分以下となってしまうので、ここでは例外的に四分としておく。

破風板 破風開板料三寸半板十二枚〔長二丈二尺〕

「破風開板」は、破風板を示すものとしてよい。但し、「厩仁材木注進状」において「破風開板」とするものは、他に朝座待屋²²を挙げるのみである。

朝座待屋は、切妻造であり、破風板は片流れに一枚ずつ、四枚あればよい。しかし、「破風開板料七枚〔已三寸半板也〕」とあり、必要な員数とは異なる。また、破風板以外でも、「厩仁材木注進状」には、廻廊の「高欄料木」や粥座屋の「斗料木」など、部材名称に「料」もしくは「料木」を付したものの

が見られる。「厩仁材木注進状」の場合、「料」とあるものはそれを分割して二支（枚）以上に加工したり、あるいは複数を接いだりして使用することが知られる。今社拜殿においても、同様としてよいであろう。

【床】

大引・根太 足固下料五十支〔長二丈、五六〕

「足固下料」は、他の社殿における「足固下桁」と同一としてよいであろう。但し、足固貫の幅が柱の幅を超えるため、足固貫を配すことはできない。したがって、今社拜殿の床は、大引と根太によって支えられることが分かる。

大引としては、身舎と庇に一支ずつ、都合十二支を使う。また、根太として、桁行方向には二支を繋いで使うものと考えられ、身舎に十一列、庇に六列は根太を配すことができる。

床下の材木であるので、仕上げ削りをせずそのまま使うことにし、幅五寸・成六寸とされる²³。

床板 板敷板三十枚〔三寸半、長二丈二尺〕

床板として、計上されたのは「長二丈二尺」であり、梁間方向に身舎と庇を通して一枚ずつ敷くものと考えられる。したがって、注文された長さを二丈一尺五寸とし、五寸切除して使うものとされる。幅の総計は三丈であるので、一枚は一尺とされる。「三寸半」については判然としない。

厚みは、他の社殿を参照して、一寸五分としておく。

【組物】

斗 斗料木一支〔長七尺、方八寸〕

斗として「長七尺」の材木一支が計上されていることから、分割して使うことが分かる。この斗は、柱上に載せる大斗か、もしくは豕扱首上に載せる斗のいずれかが想定される。大斗とすると、身舎のみでも十二本の柱上にすべて用いることになる。「長六尺」の材木を十二等分すると、最大でも木口側の斗幅八寸・平側の斗幅五寸八分の薄く小さな大斗にしかならず不適當である。したがって、豕扱首上に載る斗六個分の材木と考えられる。

豕扱首上に載る斗であるならば、木口側（桁行方向）の斗尻幅は豕扱首の厚みと同じ二寸五分と決まるので、斗幅もそれに合わせて四寸二分程としてよい。また、平側（梁間方向）は豕扱首の幅を考慮して、斗幅一尺二分・斗尻幅七寸一分と考えられる。また、斗の成は、斗幅から六寸二分程が想定される。いずれも、材木から十分にとることができる。

舟肘木 舷木廿支〔長五尺、方五寸〕

「舷木」二十支が挙げられており、すべての柱上に舟肘木を配することができる。柱は全部で十八本であり、計上された舟肘木が二支余る。これは、身舎中央柱を省略したことによる間違いであろう。

舟肘木の長さは、柱間との比率により三尺一寸とし、一尺九寸切除して使うことにした。太さは、中央部分で四寸五分とされる。また、柱上の舟肘木は、柱と同じ幅の一寸二分五厘の面を取っていたと考えられる。

【屋根】

葺板 上葺樽千五百寸

「上葺樽」は、上葺のための薄い板を示す。すなわち、板葺の中でも柿葺に相当すると考えられる。一枚ずつの厚みは一定ではなく、厚みを合計すると「千五百寸」になるという意味であろう。

野屋根の材は注文されておらず、垂木裏板上に直にこの板を葺くものと考えられる。

瓦木 瓦木二支〔長二丈三尺、弘九寸、厚八寸〕

前述したように、瓦木は仁治度楽屋に倣い一尺三寸切除し、一支を二尺一寸七分とすることにした。太さについては、幅七寸五分・成八寸五分とされる。

(四) 仁治度今社拝殿の形式

以上の考察結果により復元された仁治度今社拝殿の形式を改めて述べておく(図1～図6)。

桁行五間(柱間六尺)・梁間一間(柱間一丈四尺)の身舎の平側一面に一間(柱間七尺五寸)通りの庇を付ける。礎石建とし、面取した五平の柱を据える。梁間方向に大引、桁行方向に根太を配する。床板は腰長押と同高になるよう、根太上に載せる。身舎廻りと庇の身舎・庇境を除く三面に内法長押を打ち、その下端は無目鴨居で隠す。すべての柱上には舟肘木を置く。梁は舟肘木と桁の間に通す。身舎梁上はすべて豕扱首とし、豕扱首上には、斗及び化粧棟木を載せる。一軒疎垂木とし、軒先には反りを付ける。化粧垂木上には、木舞

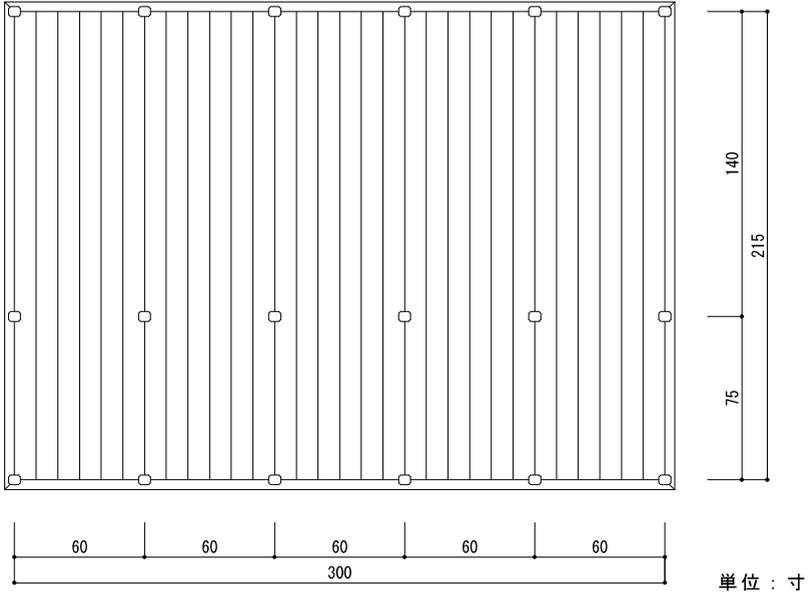


図1 今社拝殿復元平面図

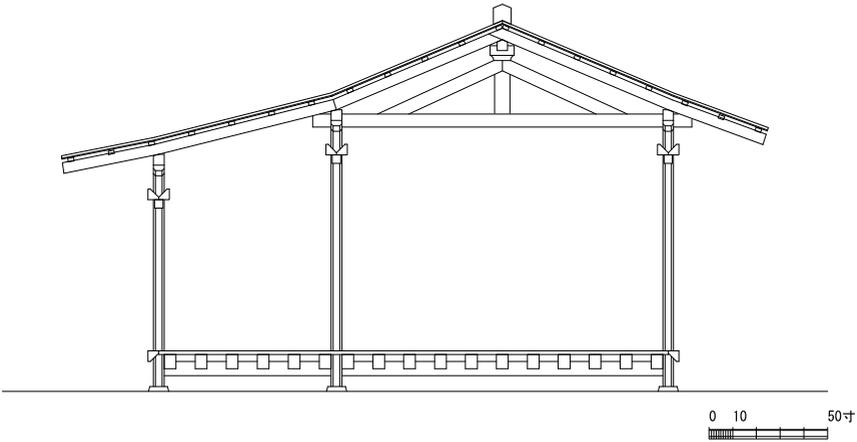


図2 今社拝殿復元梁間断面図

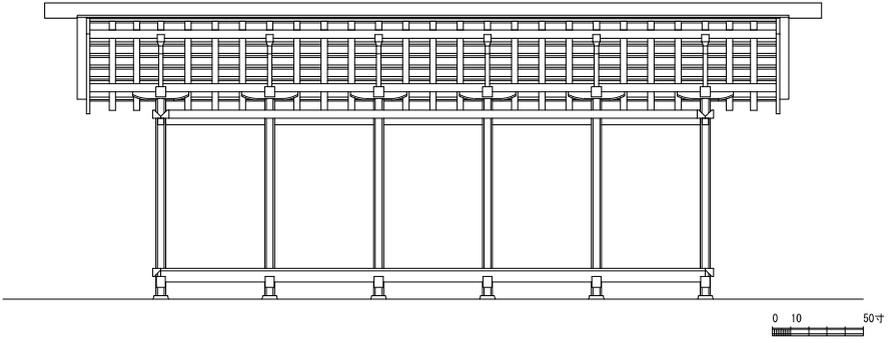


图3 今社拜殿復元桁行断面図

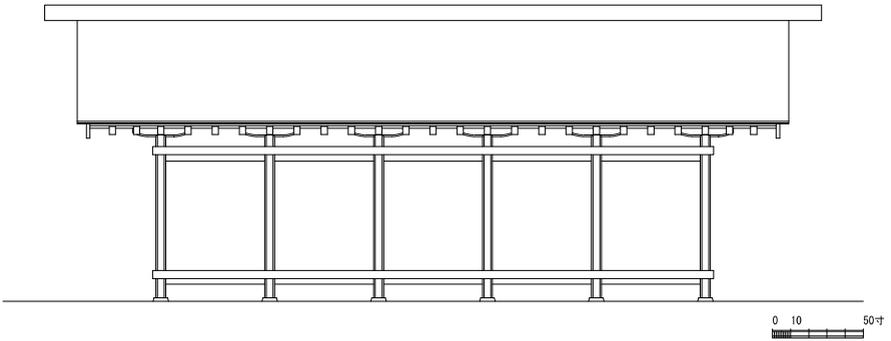


图4 今社拜殿復元正面立面図

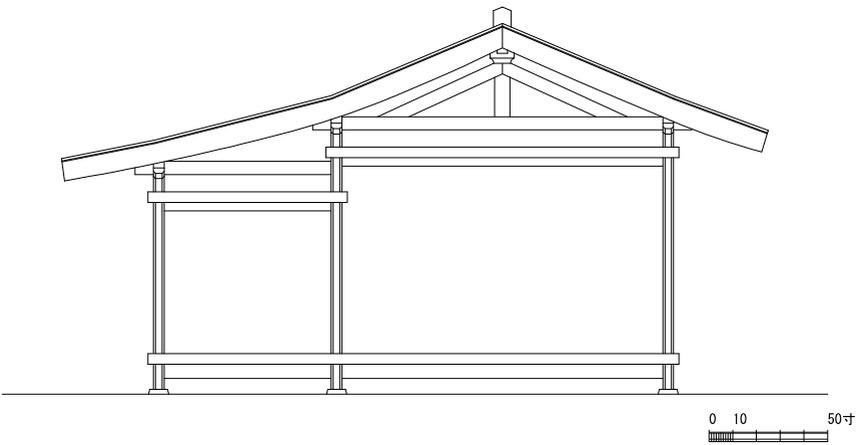


图5 今社拜殿復元側面立面図

仁治度巖島神社今社拝殿の復元考察（山口）

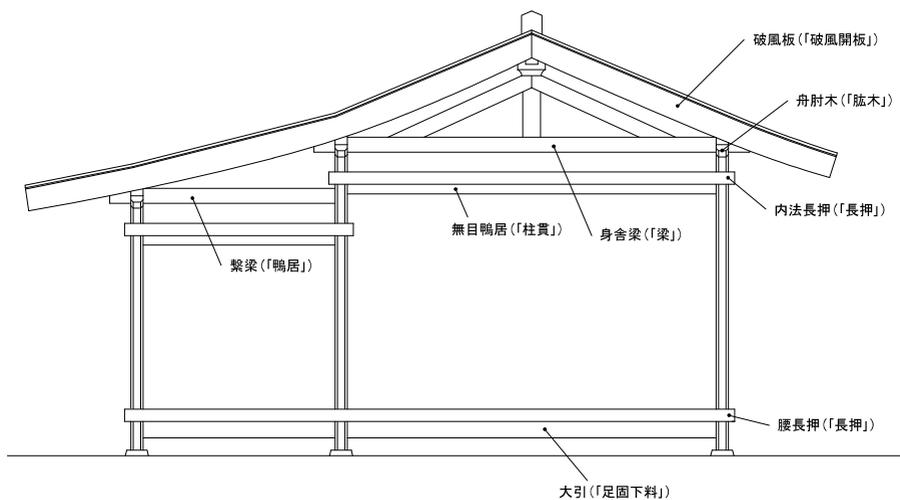
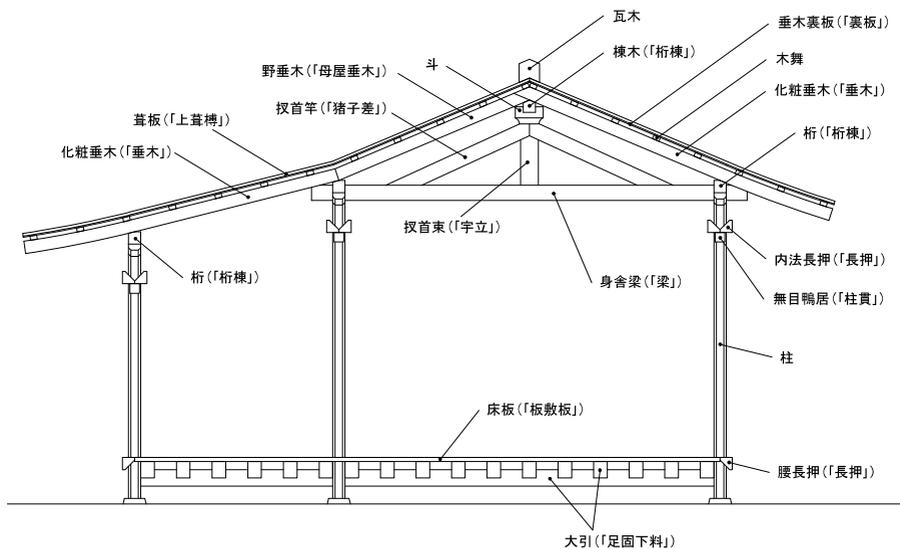


図6 建築部材名称（「 」内は「曆仁材木注進状」による）

を載せ、垂木裏板を張る。野屋根はなく、垂木裏板上に直接板を葺く。大棟は、瓦木のみとする。また、柱間には一切の壁及び建具を設けず、開放とする。

三 仁治度今社拝殿の特色

仁治度今社拝殿の基本的な構造、すなわち、組物を舟肘木とすること、陸梁とし、豕扱首で化粧棟木を受けること、化粧屋根裏とすることなどは、復元される他の仁治度付属社殿と共通する。

ここでは、仁治度今社拝殿において、随所に格式の低い意匠が用いられていることに注目したい。

まず、屋根を板葺としたことは、その最大の特色であるとしてよい。仁治度においてほとんどの社殿では屋根を檜皮葺とする。板葺または板葺とする計画であった社殿は、今社拝殿以外に、竈殿と御倉を挙げるのみであり、それらは付属社殿の中で、格式の低い社殿として位置付けられていたことが分かる。また、茅負を木舞で代用し、野屋根が全くないなどの通常の社殿とは異なる特徴も、板葺であることに起因するものである。

そして、柱を五平とすることも大きな特色としてよい。五平柱は、仁治度付属社殿において唯一であるだけでなく、薬医門等の格式が低い門や板倉を除けば、一般的な社寺建築において使われることはない。五平柱とした結果、柱の幅より

も足固貫の幅の方が広くなつてしまい、足固貫を通すことができなかつた。五平柱は、正角の柱よりも低級な柱なのである。なお、屋根の頂部を瓦木のみとし、棟木や桁等に反りがないことも略式と言える。

以上のように、形式や細部意匠を見ると、今社拝殿の格式は低い。しかし、それは、今社拝殿の格式であり、今社の小社としての格式を示すものではない。小社の中で拝殿を設けたのはこの今社のみであり、同時に鳥居二基と釘貫三十丈までも備えていた。仁治度において重要な小社であったと言える。

四 むすび

復元の結果、今社拝殿は、仁治度付属社殿の基本的な構造を有するものの、随所に簡略化された意匠が見られ、格式の低い社殿であったことが判明した。同じく仁治度社殿のうち、格式の低い社殿としては朝座侍屋が挙げられるが、檜皮葺とすること、さらに細い五寸の柱とすること、長押の下の柱貫を省略することなど、今社拝殿とは異なる特色を有していることが知られる。「曆仁材木注進状」を詳細に分析することにより、社殿の格式や立地に合わせた形式や意匠を選択し、設計していることを読み取ることができる。さらに復元を続ける必要があるだろう。

また、板葺で大棟を瓦木とする建築は、現存遺構に類例は

ないものの、中世の絵巻物²⁰に散見されることにより広く知られている。それが、寸法も含めて復元されたことにより、実在していたことが証明できた。加えて、神社の付属社殿に五平柱を使うことは、本稿において初めて認められることであり、格式の低い社殿の新たな特色を見出すことができた。仁治度今社拝殿は、これまであまり注目されてこなかった神社の付属社殿の中でも、特に格式が低い類例として貴重であり、鎌倉時代前期の現存遺構に準ずるものとして位置付けられよう。

註(1) 史料通信叢誌第巻編厳島誌所収文書一（『広島県史』古代

中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収）

(2) 仁治二年（一二四一）の「伊都岐島社神官等申状案」（新出厳島文書一〇三、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収）による。

(3) 新出厳島文書一二三（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収）

(4) 安元二年（一一七六）の「伊都岐島社千僧供養日記」（浅野忠允氏旧藏厳島文書二（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収）に「比叡御社」とあるのが山王社の史料上の初見である。

(5) 今社を含む厳島神社の小社については、拙稿「伊都岐島社神主佐伯景弘解」に見える『天伴社』について（『内海文化研究紀要』第三六号、二〇〇八年）を参照されたい。

(6) 詳しくは註5論文を参照されたい。

(7) 「曆仁材木注進状」には今社拝殿に続き、「同（今社）鳥居

二基」「同（今社）釘貫三十丈分」の材木が挙げられている。用材寸法から部材寸法を算定する復元方法の詳細については、拙稿「仁治度厳島神社楽屋の復元的研究」（『建築史学』第五一号、二〇〇八年）を参照されたい。

(9) 便宜上、ここでは継手を含まないものとする。

(10) 後述するように、蝶羽の出は四尺であるので、側柱真から破風板（厚二寸とする）の内面までは三尺九寸となる。また、破風板外面から瓦木先端までは、仁治度楽屋と同じく二尺三寸と想定される。したがって、瓦木全長四丈三尺四寸より、それらを差し引くと桁柱間全長は三丈六寸と算定される。

(11) 化粧垂木の勾配は、仁治度楽屋と同様に四寸二分とする。計上された「母屋垂木」が「長八尺」であるので、その垂木の水平投影長さは七尺三寸七分五厘と算定され、端数を調整すると、七尺とされる。したがって、身舎梁間としては一丈四尺となる。

(12) 詳しくは註8論文を参照されたい。

(13) 床高（一尺五寸）に、内法高（六尺）、無目鴨居の成（三寸五分）、内法長押の成（四寸五分）、内法長押・軒桁間の内法（一尺）を加え、舟肘木の成（四寸五分）を引いた値。

(14) 柱上部に、舟肘木の成と同じ四寸五分の柄が作り出されることが想定される。

(15) 庇柱と同様に、柱上部に四寸五分の柄が作り出されるものと想定される。

(16) 「曆仁材木注進状」に挙げられた多くの陸上社殿において、「長一丈二尺」の柱が計上されている。

(17) 柱幅の半分程度まで大入れとすることが想定される。

(18) 鎌倉時代の建築において、角柱で舟肘木とし、そのいずれ

にも大面取を施す場合、舟肘木上の桁や梁にも大面取を施すことが多い。その際、舟肘木の幅がその上に載る桁の幅よりも太いのが一般的である。しかし、この今社拝殿においては、「曆仁材木注進状」に計上された舟肘木の幅と桁の幅が全く同じであり、舟肘木に桁を含ませることができない。桁や梁等にも大面取が施されていた可能性は十分にあるが、その形式が不確定であるため、本復元図において桁や梁に面取を施さなかった。

(19) 長押は通例どおり柱真で継ぐものとする。

(20) なお、遺漏の可能性もある

(21) 「曆仁材木注進状」において、破風を示す語として「破風」と「破風開板」がある。

(22) 拙稿「厳島神社廃絶社殿の復元的研究―仁治度再建社殿について―」(三浦正幸との共著『内海文化研究紀要』第三四号、二〇〇六年)を参照されたい。

(23) 仁治度廻廊の復元考察については、拙稿「仁治度厳島神社廻廊の復元的研究」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、二〇〇八年)を参照されたい。

(24) 仁治度粥座屋の復元考察については、註22論文を参照されたい。

(25) 構造的に根太の本数が多いが、本稿においては計上された員数に従うものとした。また、柱の太さに対して大引も根太もやや太い。「足固下料」と「料」が付されていることから、これからある程度の加工を要する可能性もある。

(26) なお、仁安度において板葺とする社殿は、三十七棟中、膳所屋一棟のみである。

(27) 厳島神社の仁治度付属社殿の場合、屋根葺及び大棟の形式を格式の高い順に挙げると、檜皮葺で大棟を瓦棟とするもの、

檜皮葺で大棟を瓦木・丸木とするもの、檜皮葺で瓦木のみとするもの、板葺で瓦木のみとするものとなる。

(28) 仁治度朝座侍屋の復元考察については註22論文を参照されたい。

(29) 『一遍上人絵伝』や『春日権現験記絵』など多数。

本稿は、学位論文『中世厳島神社社殿の研究』の一部を加筆修正したものである。

(比治山大学現代文化学部)